

令和6年度 第2回
長野市社会福祉審議会資料集

令和6年7月18日(木)

ふれあい福祉センター 5階 ホール

資料一覧

次 第	1ページ
委員名簿	2ページ
諮問事項	
資料 No1 ア 手話言語条例の制定について	3ページ
資料 No2 イ 加齢性難聴者の補聴器購入への補助について	7ページ
答申予定事項	
資料 No3 ア 子どもの福祉医療制度の拡充について	12 ページ
資料 No4 イ 重度心身障害児福祉年金の支給のあり方について	13 ページ
参考資料	
参考資料① 社会福祉法(抜粋)	14 ページ
参考資料② 長野市社会福祉審議会条例	15 ページ
参考資料③ 長野市社会福祉審議会運営要領	19 ページ
参考資料④ 長野市職員名簿	20 ページ

令和6年度 第2回長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和6年7月18日（木）

午後2時15分から

場所：ふれあい福祉センター 5階 ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 諮 問

4 議 事

(1) 諮問事項

ア 手話言語条例の制定について

イ 加齢性難聴者の補聴器購入への補助について

(2) 答申予定事項

ア 子どもの福祉医療制度の拡充について

(6 福政第 56 号 令和 6 年 4 月 24 日諮問)

イ 重度心身障害児福祉年金の支給のあり方について

(5 福政第 1259 号 令和 6 年 2 月 1 日諮問)

5 そ の 他

6 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	青木 敏明	長野市議会議員	児童福祉	
	手塚 秀樹	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	西沢 利一	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
	堀内 伸悟	長野市議会議員	障害者福祉	
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	井藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	釜田 秀明	長野市医師会 会長	老人福祉	
	小松 仁美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	茅野 理恵	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	水口 崇	信州大学 教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
社会福祉 関係者	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野商工会議所 副会長	児童福祉	副委員長
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会	老人福祉 民生委員審査	委員長
	中澤 和彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	長戸 桜子	長野県社会福祉士会 副会長	老人福祉	
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸山 勝	長野市身体障害者福祉協会 副理事長	障害者福祉	
	南澤 建一	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	山本 悦夫	NPO法人 ポプラの会 会長	障害者福祉	
	六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	渡邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	
臨時委員	相原 俊武	長野市歯科医師会 地域保健部(乳幼児・学校) 部長	児童福祉	
	高山 久	長野市薬剤師会 専務理事	児童福祉	
	原田 達矢	長野市PTA連合会 会長	児童福祉	
	宮川 恭一	長野市医師会 理事	児童福祉	

経 過

年月日	内 容
令和5年12月市議会	長野市手話言語条例の制定に関する請願
令和6年3月22日	長野市手話言語条例勉強会設置 構成(長野市聴覚障害者協会、長野市登録通訳者、長野市障害福祉課等)
令和6年3月22日～	長野市手話言語条例勉強会開催(以降2回の勉強会開催)

県内の条例制定状況

自治体	条例名	施行日
長野県	長野県手話言語条例	平成28年3月22日
佐久市	佐久市手話言語条例	平成30年4月1日
上田市	上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の 意思疎通手段等の利用促進に関する条例	令和2年7月1日
塩尻市	塩尻市手話言語条例	令和4年4月1日
軽井沢町	軽井沢町手話言語条例	令和5年3月29日
小諸市	小諸市手話言語条例	令和5年4月1日

(仮称)長野市手話言語条例骨子案の概要

2

(1) 前文(※市協会(素案)(令和6年6月11日)と県条例を引用)

手話は言語である。

手話が、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語である。ろう者にとって、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で 欠かせない言語として、大切に受け継がれてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

長野市においては、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまちを築くことを目的とした長野市障害者基本計画を策定するとともに、地域で障害者が社会参加するための環境整備に取り組んできたところである。一方で、市民が手話に接する機会は少なく、市民の手話に対する理解が十分に深まっているとはいえない状況にある。手話による意思疎通や情報の取得ができる環境を整備するため、さらなる取組を進めていかなければならない。そこで、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりが必要である。手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活や社会生活でも利用される長野市を目指すためにこの条例を制定する。

(2) 施行日(令和6年度中予定)

(仮称)長野市手話言語条例骨子案の概要

3

(3) 主な内容①

項目	内容と主な施策
目的 (※県条例を引用)	この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び事業者を含む市民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、事業者を含む市民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とうる者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。
定義 (※市協会(素案)と県条例を引用)	1 この条例において、手話とは、ろう者(盲ろう者等を含む。)が自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語音声と対等な言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。 2 この条例において「ろう者」とは、「ろう児」を含めた、きこえない者(きこえにくい者も含む。)のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。 3 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
基本理念 (※県条例を引用)	1 手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての市民の理解の下に、行われなければならない。 2 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。
市の責務 (※県条例を引用)	市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。
事業者の役割 (※県条例を引用)	事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。
市民の役割 (※県条例を引用)	市民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(仮称)長野市手話言語条例骨子案の概要

4

(3) 主な内容②

項目	内容と主な施策
ろう者の役割 (※県条例を引用)	ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。
手話通訳者の役割 (※軽井沢町を引用)	手話通訳者は、基本理念にのっとり、市が実施する手話の普及に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。
県との連携協力 (※県条例を引用)	市は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、県と連携するとともに、県が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。
施策の策定及び推進 (※市協会(素案)と県条例を引用)	1 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する長野市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する長野市障害福祉計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。 2 市長は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、当事者団体等の意見を聴かななければならない。 3 市長は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。 4 第2項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。
手話を学ぶ機会の確保等 (※県条例を引用)	1 市は、市民が手話を学ぶ機会の確保をするため、手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。 2 市は、市民が手話に親しみを覚える取組を行う者に対し、必要な支援を行うものとする。
学校における理解の増進 (※佐久市を引用)	1 市は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(3) 主な内容③

項目	内容と主な施策
医療機関における手話の啓発 (※佐久市を引用)	1 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境にするために、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
観光旅行者等に関する措置 (※軽井沢町を引用)	市は、事業者その他の関係者と連携し、聴覚障害者である観光旅行者その他の滞在者が旅行に関連する施設及び公共施設において手話を使用しやすいようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
手話通訳者等の養成等 (※県条例を引用)	1 市は、県と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。 2 前項に定めるもののほか、市は、県と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。
手話による情報発信 (※県条例を引用)	市は、ろう者が災害に関する情報を迅速に得られ、及び市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信を行うものとする。
手話通訳者の派遣体制の整備等 (※県条例を引用)	市は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣、雇用の確保及びその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
事業者への支援 (※県条例を引用)	市は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。
災害時の対応 (※佐久市を引用)	市は、災害時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
財政上の措置 (※県条例を引用)	市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

手話言語条例策定のスケジュールについて①

(R6.6.11 現在)

年月	内容
令和6年3月	手話言語条例 勉強会発足
令和6年4月～8月	手話言語条例 勉強会 (素案) の作成
令和6年7月	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会①
令和6年8月	予算概算要求
令和6年11月	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会②
令和6年11月	長野市障害ふくしネット
令和6年12月	パブリックコメントの実施

※進捗状況により変更する可能性があります

(R6.6.11 現在)

年 月	内 容
令和7年1月	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会③
令和7年2月	社会福祉審議会答申
令和7年2月	部長会議（パブリックコメント結果報告、条例（案））
令和7年2月	法規審査委員会
令和7年2月	政策説明会（パブリックコメント結果報告、条例（案））
令和7年3月	3月議会に条例（案）の提出

※進捗状況により変更する可能性があります

加齢性難聴者の補聴器購入への補助について

保健福祉部高齢者活躍支援課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野県

1 背景

1

近年、日本国内において「認知症と難聴（耳の聞こえ）」に関する研究が行われている。また、国際的にも同様の研究が行われている状況である。

○難聴と認知症に関する臨床研究：補聴器を用いた認知症予防への展望（2020年）

【適切な補聴器の導入が認知症の発症を軽減させうる可能性を示している】

○中等度難聴の地域在住の日本人高齢者における補聴器の使用と認知との縦の関連性（2021年）

【中等度難聴のある高齢者では、補聴器の使用が一般的知識の低下に対する保護効果をもたらす可能性がある】

○ランセット委員会（世界の認知症の権威からなる委員会）（2017年,2020年）

【12の認知症危険因子を取り上げた】

45歳未満 ・教育

45歳～65歳

・難聴
・頭部外傷
・高血圧
・過度の飲酒
・肥満

66歳以上

・喫煙
・うつ病
・社会的孤立
・運動不足
・大気汚染
・糖尿病

○WHO（2020年）

【認知機能低下および認知症のリスク低減に関するWHOガイドラインを公開】

・認知症予防のための具体的な介入方法12項目

- (1) 運動介入 (2) 禁煙介入 (3) 栄養介入 (4) アルコール使用障害
(5) 認知機能への介入（認知トレーニング） (6) 社会活動の勧め (7) 体重の管理
(8) 高血圧症の管理 (9) 糖尿病の管理 (10) 脂質異常症の管理 (11) うつ病の管理 (12) 難聴の管理

※「認知症のリスク軽減のために補聴器使用を推奨するには、エビデンスが不十分である」とされている。

2 難聴の程度分類

難聴は「軽度」「中等度」「高度」「重度」の4つに分類される。

難聴の程度分類	聴力レベル(db)	自覚内容
正常	30db未満	—
軽度難聴	30db以上 50db未満	・小さな音や騒音がある中での会話の聞き間違いや、聞き取りにくさを感じる ・テレビの音を大きくする
中等度難聴	50db以上 70db未満	・普通の大きさの会話での聞き間違いや聞き取りにくさを感じる ・近くの自動車の音にやっと気づく
高度難聴	70db以上 90db未満	・非常に大きい声か、補聴器を装用しないと会話が聞こえない。聞こえても聞き取りに限界がある ・商店街などの騒音がやっと聞こえる
重度難聴	90db以上	・補聴器でも聞き取れないことが多い ・日常音はほとんど聞こえない

身体障害者手帳取得 → 補装具として補聴器の給付(※原則1割自己負担)
※所得によって異なる

補聴器購入は自己負担

3 国の提言

令和2年度に実施した国の「老人保健健康増進等事業」では、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究がなされ、以下の提言がなされている。

- 1 難聴を早期発見する仕組みを構築すること
- 2 難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨できるように耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えること
- 3 受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ること
- 4 補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと
- 5 難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要

4 本市の状況

(1) これまでの市議会や要望等の経緯

① 市議会定例会

- ・一般質問・・・令和元年6月議会から令和6年6月議会まで(8回)

〈答弁内容〉

補聴器に対する補助制度ありきではなく、加齢性難聴者の把握の仕組みや、検診・受診勧奨の在り方、補聴器利用・助成の在り方等について一体的に捉え、関係課により調査・研究していく。

- ・請願・・・令和5年6月定例会 ⇒ 不採択

② 各種団体

- ・四医師会との行政懇談会・・・補助制度を創設するよう議題提出された(令和4・5年度)
- ・生活と健康を守る会・・・市独自の補助制度創設の要望

③ 要望書の提出

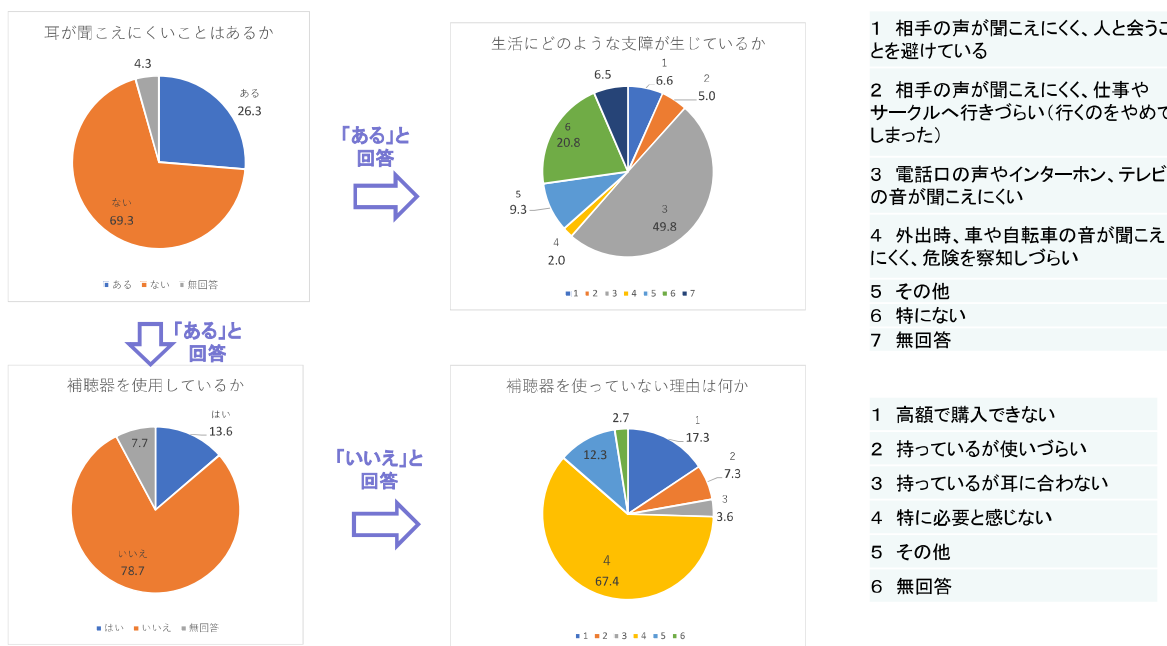
- ・長野県市長会より、各政党長野県支部へ提出
- ・全国市長会より、国に対して提言(令和4・5・6年度)

5

(2) 加齢性難聴者の状況

令和5年1月に『シニア一般調査』実施→ 調査項目の中に「耳の聞こえ」に関する設問を設定した。

※調査対象者 要介護認定を受けていない(又はサービスを受けていない)60歳以上
無作為抽出 3,000人 回収数 2,120 回収率 70.7%



『日常生活に大きな支障が無い』と補聴器を利用していない加齢性難聴者は相当数いると見込まれる

5 他自治体の助成制度の状況

中核市62市中、補聴器購入に対する助成を実施している市は11市（令和6年7月時点）

- 【実施市】 ・山形市、宇都宮市、前橋市、越谷市、船橋市、明石市、和歌山市、那覇市
川口市、岡崎市、下関市
- 【対象年齢】 ・65歳以上（「おおむね65歳以上」…1市）
- 【対象条件】 ・聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと（全市）
・市民税非課税世帯等の設定、聴力レベルの設定、医師による証明などを求めている。
- 【補助額】 ・上限 20,000円 5市（うち1市 片耳20,000円 両耳40,000円）
25,000円 2市
30,000円 3市
現物支給 1市 ・片耳30,000円程の補聴器支給に対し、前年の
所得税額により自己負担額あり

長野県内で、補聴器購入に対する助成を実施してる市は4市（令和6年4月時点）

- 【実施市】 伊那市、大町市、飯山市、諏訪市
- 【対象年齢】 ・18歳以上 2市、65歳以上 2市
- 【対象条件】 ・聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと（全市）
・非課税の要件はない…市民税所得割が一定の基準金額以下
・医師による証明などを求めている。
- 【補助額】 ・上限 30,000円

〈参考〉他自治体の実施状況

	練馬区	前橋市	船橋市	大町市
対象要件	・65歳以上 ・住民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医の意見書を得られる →両耳の聴力レベル 40dB以上70db未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)未所持で、交付対象にならない	・65歳以上 ・住民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医の意見書を提出 →両耳の聴力レベル 40dB以上で、身体障害者手帳の交付対象にならない ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付されていない ・過去に前橋市自立高齢者日常生活用具給付事業による補聴器又は助聴器の給付を受けていない	・65歳以上 ・所得税非課税世帯 ・医師により補聴器の使用が必要である証明がある ・聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない	・65歳以上 ・耳鼻咽喉科の医師により補聴器の装用が必要であると診断されている ・市税を滞納していない ・すべての世帯員の中に市民税所得割が46万円以上の人がいない ・聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない
補助金額	25,000円を上限 (上限額に満たない場合は購入額) 1人1回限り	25,000円と補聴器購入に必要な費用のいずれか低い額 1人1回限り	30,000円を上限 (上限額に満たない場合は購入額) 1人1回限り	購入費用の3分の1の額とし、30,000円を上限 (住民税非課税世帯の場合、購入費用の3分の2の額とし30,000円を上限)
交付実績 (令和5年度)	183件	55件	156件	45件
人口 (65歳人口)	740,595人 (162,854人) 令和5年10月1日現在	328,996人 (99,541人) 令和6年3月31日現在	648,594人 (155,293人) 令和6年4月1日現在	18,161人 (7,290人) 令和6年4月1日現在

日 付	内 容
令和6年 7月18日	社会福祉審議会 諮問 令和6年度第2回老人福祉専門分科会 ・加齢性難聴者に対する背景、国の提言、本市の状況、 他自治体の助成制度等説明 → 各委員の意見聴取
令和6年 8月19日	令和6年度第3回老人福祉分科会 ・前回分科会での意見集約 → 答申(案)の協議
令和6年 10月末	社会福祉審議会 答申
令和6年 11月～	・事業実施の検討 → 関係各所(医師会、販売事業者)と協議、調整等 ・庁内調整 → 関係課協議、予算、要綱等
令和7年度	事業実施の場合は可能な限り早期実施

令和6年7月18日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

同 児童福祉専門分科会
会長 水口 崇

子どもの福祉医療制度の拡充について

子どもの福祉医療制度の拡充については、ここ数年で全国的に進んでおり、県内においても、令和6年8月からは、全市町村で「18歳年度末まで」の子どもが給付対象となりました。

厚生労働省が発表した合計特殊出生率が示すように、少子化が一段と進行している状況に加え、昨今の物価高騰などによる生活や将来への不安も重なり、若者を中心に、子育てを取り巻く環境は確実に変化しています。

将来を担う子どもたちが健康に生活し、また、病気やケガをした場合には安心して医療を受けることができるよう環境を整備することは、我々に課された大切な役割であり、子育てしやすいと市民が実感できる施策は大変重要です。

このような現状と課題を踏まえ、令和6年4月24日付けで調査・審議の付託があったこのことについて、当分科会において協議・検討をした結果、下記のとおり決定しましたので、報告します。

記

子どもの福祉医療制度の「窓口無料化」は、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られるとともに、疾病の重症化を防ぎ、結果として医療費を抑制することにもつながることから、早急に準備を進めるべきである。

については、市民のニーズを考慮し、通院費及び入院費ともに、「18歳年度末まで」の子どもを対象に、「所得制限なし」で実施することが適当である。

なお、実施にあたっては、引き続き、市民へ適正な受診を呼びかけるとともに、健全な財政運営に努め、将来にわたって持続可能な制度となるよう取り組んでいくことを期待する。

令和6年7月18日

長野市社会福祉審議会
委員長 寺田 裕明 様

同 障害者福祉専門分科会
会長 中澤 和彦

重度心身障害児福祉年金の支給のあり方について

重度心身障害児福祉年金は、心身に重度の障害のある児童の保護者に、福祉の増進を図ることを目的として、障害の程度に応じて支給しています。

障害児の保護者にとって通院、通学、通所の際の移動は負担となっており、重度心身障害児福祉年金は、これらを補い、負担を軽減する一助として一定の役割を果たしています。

昨今の物価高騰などによる生活や将来への不安は深刻であり、障害児の保護者の心理的かつ経済的負担の軽減を継続的に図っていくことは、大変重要です。

このような現状を踏まえ、令和6年2月1日付けで調査・審議の付託があったこのことについて、当分科会において協議・検討した結果、下記のとおり決定しましたので、報告します。

記

本市の重度心身障害児福祉年金は、障害児の保護者にとって、通院、通学、通所の移動に係る心理的かつ経済的負担の軽減につながっている。

そのため当面の間、現状のとおり支給を継続することが適当であると判断する。

また、在宅の重度心身障害児が、それぞれの家庭の状況に応じて、円滑かつ適切な障害福祉サービスを受けられるよう、障害児通所施設の整備及び提供体制の充実が図られるよう要望する。

なお、重度心身障害児福祉年金の対象者、支給金額などについては、今後の社会経済情勢、障害福祉サービスの充実、他自治体の動向などを総合的に勘案し、必要に応じて見直すよう申し添える。

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年 3 月28日 条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日 条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月30日 条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日 条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月30日 条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例(平成12年長野市条例第3号)第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和6年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	白 井 一	
こども未来部長	島 田 浩 司	
保健所長	宮 島 有 果	
保健福祉部福祉政策課長	島 田 武 昭	
保健福祉部生活支援課長	伊 藤 晋 也	
保健福祉部次長兼高齢者活躍支援課長	北 原 孝	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	原 宏	
保健福祉部介護保険課長	齋 藤 秀 浩	
保健福祉部障害福祉課長	高 野 晃 弘	
保健福祉部参事兼保健所総務課長（保健所副所長）	河 西 公 志	
保健福祉部保健所健康課長	佐 藤 恵 子	
こども未来部次長兼こども政策課長	丸 山 隆 文	
こども未来部子育て家庭福祉課長	中 村 元 昭	
こども未来部次長兼保育・幼稚園課長	宮 下 卓 朗	
こども未来部こども総合支援センター所長	石 坂 陽 子	